

証明書交付請求時の
本人確認について

5月1日から、戸籍法、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票・戸籍などの証明書を請求する際にも「本人確認」が義務付けられるようになります。これは、第三者による「なりすまし」などの不正請求の防止や、個人情報保護を目的としたものです。

従来の戸籍の届出や住民異動の届出の際と同様に、窓口で本人確認できる「住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）」や「運転免許証」などの官公署が発行した書類をご持参ください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



本人であることを確認できる書類例
1点でいいもの
（顔写真付きの官公署発行書類）

住民基本台帳カード（顔写真付き）、運転免許証、旅券など
2点必要なもの

（公的機関が発行した書類）
健康保険証、年金手帳など

（民間企業などが発行した証明書）
学生証、社員証など

【注意】

住民票などを本人および同一世帯員以外が請求する場合、また、戸籍などを本人および直系血族配偶者含む以外が請求する場合は、原則として「委任状」の提出が必要です。

郵送による申請の場合、本人確認書類の写しを添付してください。詳しくは、お問い合わせください。
市民課
23局35111 FAX 23局4270

「ご存じですか？」

『住基カード』

住基カード（住民基本台帳カード）には、本人確認情報が記録されています。顔写真付きの住基カードは、公的な証明書として利用することができます。各種証明書の請求時にも役立ちますので、この機会に発行されてはいかがでしょうか。

【活用例】

- 戸籍の届出や各種証明書の請求時
- 銀行口座の新規開設
- パスポートの発行 など

交付場所「市民課（市役所南庁舎1階） 必要なもの「公的な身分



住民基本台帳カード（見本）

証明書（免許証など）、印鑑 手数料＝500円

市民課
23局35111 FAX 23局4270

外国人登録の各種申請が
便利になります

これまで、外国人登録の各種申請窓口は、居住する地区により限られていましたが、4月から田原市役所市民課および渥美支所市民生活課のどちらの窓口でも申請できるようになります。

市民課
23局35111 FAX 23局4270
市民生活課（渥美支所内）
33局11112 FAX 32局2506

『労働契約法』が
施行されました

平成20年3月1日に、「労働契約法」が施行されました。

労働契約法とは

就業形態の多様化により、労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになったことから、個別労働紛争が増えてきています。「労働契約法」はこのような紛争の防止と、使用者と労働者の関係の安定を図るため、労働契約についての基本的なルールをまとめ、明らかにしようと制定された法律です。

労働契約の基本ルール

- 労働者と使用者が対等であること
 - 仕事と生活の調和に配慮すること
 - 互いに権利を濫用しないこと など
- 労働契約法の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp>
- 労働者と使用者の皆さんへ
労働契約法の趣旨を踏まえ、互いによく話し合い、十分な理解と協力のもと、安心・納得して働けるようにしましょう。

豊橋労働基準監督署

(0532)54局1192
FAX (0532)54局1161